

記載例(退職一括徴収)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度欄 (空欄)

年度

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

(注意)

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
2 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(個人番号)の市区町村長に送付してください。

給与支払者(江戸川区長宛) 所在地(江戸川区中央1-4-3) フリガナ(マルバツショウジ) 氏名又は名称(株式会社 O X 商事) 個人番号 宛名番号(宛名番号) 所属(総務課 給与係) 氏名(総務 二郎) 電話(03-0000-0000 内線1111)

給与所得者 氏名(申告 次郎) 生年月日(昭和21年2月1日) 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所(江戸川区平井4-1-1) 異動後の住所(同上) 特別徴収税額(年税額) 120,000円 徴収済額 90,000円 未徴収税額(ア)-(イ) 30,000円 異動日(令和7年2月28日) 異動の事由(1 退職) 異動後の未徴収税額の徴収方法(2 一括徴収)

※ 決定・変更通知の発送は届出書を受受理してから1か月程度かかります。江戸川区から月割額や指定番号の電話連絡は行っておりません。月割額や指定番号は税額の決定・変更通知を確認してください。

1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号(新規) 個人番号又は法人番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称 担当連絡先(所属、氏名、電話) 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号※ 納入書の要否(新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

※ 給与所得者(本人)の税額通知書を電子データでの受取希望と申告している事業所は、受給者番号が必須となります。受給者番号の記載がない場合は、江戸川区で付番させていただきます。

2. 一括徴収の場合 理由(2 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため) 徴収予定月日(3月14日) 徴収予定額(上記(ウ)と同額) 30,000円 左記の一括徴収した税額は、3月分(翌月10日納入期限)で納入します。

3. 普通徴収の場合 理由(1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため) 納税連絡(令公、納税連絡、控送、先送(特・普)) 現年度 新年度

【提出・問合せ先】〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区 総務部 課税課 03-5662-1008・1009